

耕作者が健康上の都合や遠隔地に転居して長い間、遊休農地になっていたところに、放牧して20年近くになります。

当初は獣の住み家になっていましたが、牛を放牧することで、数年は獣が近づかなくなった様でしたが、今では以前と変わりません。

放牧前に鹿がおいしい草を食べて、牛はススキなどの硬い残り物しか食べるものがなくなっていました。また秋になると放牧地内の柿の木に熊が登ったあとなどがあり、共生をしながら過ごしていることもわかりました。牛の飼育農家にとっては糞尿の処理、餌やり等の手間の省力化になっている反面、牛にしたら台風などの大雨、大風に耐え、猪・鹿・熊におびえている毎日を過ごしていることを思えば心が痛みます。

人は農地の遊休化を防ぐために「放牧をしたらええ」と言うのをよく耳にします。そんな農地は、集落の外周りで放牧するには多くの問題点があります。

第1に飲み水です。一番大切な水が近くにないんです。水路は壊れて使い物になりません。遠くからホースで水を引いてきます。台風の後などは、流れてしまっていることもあり大変です。

また全く水のないところでは、ポリタンクで運んで行ったり、下の方に川があればそこまで電柵を伸ばしてみたりと四苦八苦をしています。

第2は草です。鹿に食べられてしまって、牛の食べ物が無くなった状態では放牧できません。最近の数年間は、荒れた農地に牧草の種を撒いています。直径



1m以上になったススキの株などをトラクターで起こし（起こしきれないものがほとんど）なんとかして牧草を育てています。電柵も3～4本の電線を張って完璧にしないといけません。放牧も簡単な作業とは言えなくなりました。放牧が農地を守っているかどうかわかりませんが、牛飼いを続けている限り、放牧も続けていきたいと思っています。

放牧についてご理解・ご協力よろしくお願いします。

（農業委員 加悦 富美恵）

農地法の許可申請

毎月1日から5日（休業日の場合は翌日）の間に申請書類を受け付けております。（郵送は不可、窓口での提出）
平成31年1月は4日（金）、7日（月）

2月は1日（金）、4日（月）、5日（火）

3月は1日（金）、4日（月）、5日（火）です。

農地法第3条…農地を耕作目的で権利移動（売買、貸借等）

農地法第4条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴わない）

農地法第5条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴う）

その他、農地改良届等 相談は随時受け付けております。

全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊（毎週金曜日発行）

月 700円
（送料、消費税込）

農業の最新情報を提供

*お申し込みは
農業委員会
事務局へ

編集後記

◇今年は大変な猛暑でした。農業従事者の方々には、さぞご苦労をされたと思います。

◇7月から8月にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員が11班体制で農地パトロールを実施しました。昨年度の意向調査の実施状況、非農地判断に向けた確認、遊休農地の状況などを調査しました。パトロールの実施結果をもとに、委員が情報を共有し今後に向けての課題を検討しました。減ることのない遊休農地、担い手不足等問題は山積しています。

◇これからも、農業委員・農地利用最適化推進委員がより研鑽を積み、問題の解決に努めていきたいと思います。

◇コウノトリ舞う素晴らしい自然の中で、より農業が発展、充実することを願って…。

（編集委員長 宮口豊隆）



農業委員会だより第41号は私たちが担当しました。

後列左から 上坂光広、蜂須賀久人、石橋重利

前列左から 村田憲夫、宮口豊隆、加悦富美恵